

特別警報・暴風警報・スト等による休講措置について

◆金沢八景キャンパスの場合

- 次のいずれかに該当する場合、金沢八景キャンパスの授業は休講とします。
 - 「横浜地方気象台」より神奈川県東部のいずれかの市町に特別警報又は暴風警報（以下「警報」という）が発表された場合
 - スト等により、京浜急行（横浜－堀ノ内間）が運行停止となった場合。ただし、事故等によりダイヤが乱れている場合、バス等による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとみなすことがあります。
 - 上記のほか、学長が学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、休講等の措置を行うことがあります。
- 警報が解除された場合及び京浜急行（横浜－堀ノ内間）の運行が再開された場合は、次の基準により授業を行います。
 - 午前 7 時の時点で、警報が解除された場合及び、運行が再開されている場合は、平常どおり授業を行います。
 - 午前 7 時の時点で、警報が解除されていないか、または運行が再開されていない場合は、1 講時及び 2 講時は休講となります。
 - 午前 11 時の時点で、警報が解除された場合及び、運行が再開されている場合は、3 講時から授業を行います。
 - 午前 11 時の時点で、警報が解除されていないか、または運行が再開されていない場合は、全講時休講となります。

上記基準により授業が休講となった場合は、本学 HP 及び KGU ポータルにて周知します。

◆関内キャンパスの場合

- 次のいずれかに該当する場合、関内キャンパスの授業は休講とします。
 - 「横浜地方気象台」より神奈川県東部のいずれかの市町に特別警報又は暴風警報（以下「警報」という）が発表された場合
 - スト等により、JR 京浜東北・根岸線（大船－横浜間）、横浜市営地下鉄（上大岡－横浜間）のいずれかが運行停止となった場合。ただし、事故等によりダイヤが乱れている場合、バス等による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとみなすことがあります。
 - 上記のほか、学長が学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、休講等の措置を行うことがあります。
- 警報が解除された場合及び JR 京浜東北・根岸線（大船－横浜間）、横浜市営地下鉄（上大岡－横浜間）のいずれかの運行が再開された場合は、次の基準により授業を行います。
 - 午前 7 時の時点で、警報が解除された場合及び、運行が再開されている場合は、平常どおり授業を行います。
 - 午前 7 時の時点で、警報が解除されていないか、または運行が再開されていない場合は、1 講時及び 2 講時は休講となります。
 - 午前 11 時の時点で、警報が解除された場合及び、運行が再開されている場合は、3 講時から授業を行います。
 - 午前 11 時の時点で、警報が解除されていないか、または運行が再開されていない場合は、全講時休講となります。

上記基準により授業が休講となった場合は、本学 HP 及び KGU ポータルにて周知します。